高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成27年５月14日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

１．⑶⑮ハを次のとおり改める。

ハ　東北観光フリーパス

(ｲ)　割引をする自動車

(ﾊ)に定める期間のうち連続する最大２日間または３日間に、(ﾆ)(a)に定める区間内のインターチェンジから(ﾆ)(d)に定める区間内のインターチェンジまで往復し、(ﾆ)(d)に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入または流出する場合に限る。以下同じ。）（以下「首都圏発着型」という。）、(ﾆ)(b)に定める区間内のインターチェンジから(ﾆ)(d)に定める区間内のインターチェンジまで往復し、(ﾆ)(d)に定める区間を通行（以下「東関東発着型」という。）、(ﾆ)(c)に定める区間内のインターチェンジから(ﾆ)(d)に定める区間内のインターチェンジまで往復し、(ﾆ)(d)に定める区間を通行（以下「北関東発着型」という。）または、(ﾆ)(d)に定める区間を通行（以下「周遊型」という。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）。

(ﾛ)　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

車　種	料　金　の　合　計　額				
	首都圏発着型	東関東発着型	北関東発着型	周　遊　型	
	３日間利用	３日間利用	３日間利用	２日間利用	３日間利用
軽自動車等	10,500円	12,000円	9,500円	6,000円	6,500円
普　通　車	13,500円	15,000円	12,000円	7,500円	8,500円

(ﾊ)　実施する期間

平成27年５月15日から同年７月27日まで及び平成27年10月２日から同年12月21日までの間の金曜日、土曜日、日曜日及び月曜日、平成27年７月21日、平成27年10月13日、平成27年11月３日、平成27年11月４日及び平成27年11月24日。

(ﾆ)　適用区間

(a)　首都圏発着型の出発及び到着エリア

東北自動車道の川口ジャンクションから館林インターチェンジまで、常磐自動車道の三郷インターチェンジから石岡小美玉スマートインターチェンジまで及び首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）の桶川北本インターチェンジ（ただし、桶川北本インターチェンジから白岡菖蒲インターチェンジまでの区間が供用する日の前日までは白岡菖蒲インターチェンジ）から下総インターチェンジまでの区間。

(b)　東関東発着型の出発及び到着エリア

東関東自動車道の湾岸市川インターチェンジから潮来インターチェンジまで及び京葉道路の幕張インターチェンジから蘇我インターチェンジまでの区間並びに新空港自動車道の全区間。

(c)　北関東発着型の出発及び到着エリア

東北自動車道の佐野藤岡インターチェンジから那須高原スマートインターチェンジまで、常磐自動車道の岩間インターチェンジから北茨城インターチェンジまで、北関東自動車道の足利インターチェンジから岩舟ジャンクションまで及び栃木都賀ジャンクションから水戸南インターチェンジまで並びに東関東自動車道の茨城空港北インターチェンジから茨城町ジャンクションまでの区間並びに東水戸道路の全区間。

(d)　周遊エリア

東北自動車道の白河インターチェンジから青森インターチェンジまで、日本海東北自動車道の鶴岡ジャンクションから酒田みなとインターチェンジまで及び岩城インターチェンジから秋田空港インターチェンジまで、磐越自動車道のいわき三和インターチェンジから西会津インターチェンジまで並びに常磐自動車道のいわき勿来インターチェンジから亘理インターチェンジまでの区間並びに八戸自動車道、青森自動車道、釜石自動車道、秋田自動車道、山形自動車道、東北中央自動車道、仙台東部道路、仙台南部道路、秋田外環状道路、琴丘能代道路、米沢南陽道路、湯沢横手道路、仙塩道路、百石道路、仙台北部道路及び主要地方道仙台松島線・一般国道45号（仙台松島道路）の全区間。

(ﾎ)　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

なお、マイレージ割引におけるポイントの付与は、本割引を適用した後の料金の額10円毎に１ポイントを付与するものとする。

弁理士登録公告

平成27年４月22日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登　録

月　日	登録番号	氏　名
４月22日	20315	山岸　敏郎
４月22日	20316	板垣　徳晃
４月22日	20317	三好　大輔
４月22日	20318	清水　　聡
４月22日	20319	渡辺　慎一
４月22日	20320	小笠原洋平
４月22日	20321	八次大二朗
４月22日	20322	渡邊　好充
４月22日	20323	溜井　美帆
４月22日	20324	河戸　春樹
４月22日	20325	村岡皓一朗
４月22日	20326	塩川　未久
４月22日	20327	中川　義和
４月22日	20328	大久保寿紀
４月22日	20329	橋口　明子
４月22日	20330	都築健太郎
４月22日	20331	福田　敬孝
４月22日	20332	西山さお里
４月22日	20333	原田　惇平
４月22日	20334	滝沢　光司
４月22日	20335	篠森　　恵
４月22日	20336	若土　雅之
４月22日	20337	鈴木　　学
４月22日	20338	岡田　香織
４月22日	20339	村井　恭介
４月22日	20340	渡邊　成章
４月22日	20341	寺下　雄介